

「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務委託に係る企画提案募集要領

第1 趣旨

本募集要領は、宮城米マーケティング推進機構が「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務を委託するに当たり、業務の企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 業務名

「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務

第3 業務目的

宮城米マーケティング推進機構では、おいしい宮城米を用いた米飯を提供する県内外の飲食店、旅館、ホテル等を「おいしい“宮城米”米飯提供店」（以下「提供店」という。）として指定している。

本業務は、提供店を活用した喫食機会の提供及び宮城米の広報宣伝の実施により、宮城米の認知醸成、ブランド力強化及び評価向上を図るものである。具体的には、銘柄選びの提案を行いながら、消費者にとって提供店を利用するメリット、実需者にとって宮城米を使用するメリットとなり得るキャンペーンを実施するとともに、提供店の加入促進及び更新手続きを行い、広報宣伝の裾野を広げるものである。

第4 対象となる提供店

提供店は、245店舗（令和5年6月1日現在：県内138、県外107）あり、そのうち、キャンペーンの参加を希望する店舗。（昨年度参加店数：180店舗）

なお、提供店は随時指定及び廃止を行っていることから、数店舗増減する可能性がある。

第5 業務内容

1 キャンペーンの実施

（1）次の条件を満たすキャンペーンを企画提案し、実施すること。

イ 消費者に対して宮城米4品種（ササニシキ、ひとめぼれ、だて正夢、金のいぶき）の特長、品種による違いを訴求するとともに、提供店に対しても改めて宮城米の良さ、料理に合った品種を認識いただけるような機会を提供すること。

ロ 全提供店に対してキャンペーンへの参加意向の確認を行い、参加店を決定すること。（参加店が概ね前年並に満たない場合は再度の意向確認や参加誘導を行うこと。）

ハ キャンペーンに係る効果的な広報宣伝を行うこと。なお、WEBでの情報発信に係るランディングページとして宮城米マーケティング推進機構ホームページ（お知らせ欄）を活用しても構わない。

ニ 提供店は、客層や営業形態等がそれぞれ異なり、キャンペーンに対する現場対応方法も参加店によって差があることから、実施方法を工夫すること。（過去の実績から、ポスターを掲示し、店員が応募券を配布するようなプレゼントキャンペーンの方法の場合、多くの参加店では応募券を店員が配付せずレジ等に設置するのみの対応となり、効果的とは言い難い。）

ホ 参加店の積極性に合わせてキャンペーン内容や実施期間等を変えて実施しても構わない。参加店の積極性については、昨年度のキャンペーンに係る応募ポイント数からある程度推測できるため、以下を参考とすること。



（令和4年度キャンペーン実績）

へ キャンペーンに参加することで、宮城米のPRに積極的な参加店がより高い効果及びメリットを得られるような仕組みを検討すること。（昨年度実施例：応募数の多い上位3店舗に表彰及び宮城米贈呈）

- (2) キャンペーン運営事務局を設置するなど、キャンペーン告知から本業務終了まで参加提供店や利用客からの問い合わせ等に対応すること。

2 提供店制度新規加入促進

- (1) 米の年間使用量のうち宮城米を4分の3以上使用している飲食店等に対して、提供店制度への加入を促すこと。
- (2) 10店舗以上の新規加入を目指すこと。
- (3) キャンペーン開始前までに提供店登録された店舗のみ、今回のキャンペーンに参加できるものとする。
- (4) 加入促進に際して、発注者が作成したチラシデータを活用しても構わない。
- (5) 当機構ホームページ (<https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/riceshop/shitei.html>) に登録に係る手続きを掲載しているので、参照すること。なお、今後、提出書類に係る押印の省略など、より提供店のメリットとなるよう要綱を改正する予定である。

3 提供店の更hands続き

- (1) 全提供店に対して、次年度も引き続き提供店として登録する意向や米の年間使用実績、届け出事項に係る変更事項の確認等を行う更新作業を行うこと。
- (2) 更新辞退の理由によっては、発注者に相談の上、更新継続となるよう働きかけること。
- (3) 更新については、12月頃全店舗に郵送等により通知のうえ、更新に係る様式（押印不要）記載事項をExcelファイルにとりまとめて発注者へ履行期限までに報告すること。詳細は発注者から指示する。
- (4) 令和4年度時点の提供店情報はExcelファイルにて受注者へ提供する。一部提供店の担当者やメールアドレスの情報も保有しているが、メール以外でのやりとりが必要な提供店の方が多い。

4 その他

- (1) 昨年度の実施内容 (https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/katsudou_r/?p=1344) にとられず、PR効果が高く話題性のある企画を提案すること。
- (2) 1から3の業務内容に加え、より効果的な独自提案があれば、提案して構わない。
- (3) 業務の遂行にあたっては、当機構が所持する以下のSNSアカウントを使用しても構わない。

【Twitter】

- ・宮城米マーケティング推進機構【公式】@miyagimai_mk
- ・おいしい“宮城米”米飯提供店 プレゼントキャンペーン【公式】@oishiimiyagimai
- ・だて正夢【公式】@datemasayume_m
- ・金のいぶき【公式】@kinnoibuki

【Instagram】

- ・みやぎライシーレディ【公式】@miyagi_riceylady

【Facebook】

- ・宮城米マーケティング推進機構@miyaginookome

【Youtube】

- ・みやぎ米PR

【TikTok】

- ・みやぎライシーレディ【公式】@miyagi_riceylady

- (4) JAグループや宮城県（県庁）で実施する宮城米のPRに係る事業を活用しながら、相乗効果を得られるような工夫をすること。これらの事業の情報については、発注者からも随時情報提供する。
- (5) 宮城米キャンペーンキャラクター（2023みやぎライシーレディ）を活用する場合、当該キャラクターの報酬及び旅費は、発注者が負担する。
- (6) 発注者と内容を協議の上、効果測定に必要なアンケートを実施すること。

- (7) 業務終了後、次の内容を取りまとめた報告書を作成し、紙（2部）及び電子データで発注者に提出すること。
- イ キャンペーン等の実施概要
 - ロ キャンペーン等の実施の様子がわかるもの
 - ハ 提供店及び利用客からの問い合わせ等の記録
 - ニ 効果測定及び次年度に向けた分析結果
- (8) 上記（7）とは別に、1枚にまとめた実施概要を電子データで発注者に提出すること。
- (9) この業務内容に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。

第6 履行期限

令和6年3月22日（金）

第7 実施場所

宮城県内外

第8 事業費（委託上限額）

金5,999,180円（うち消費税及び地方消費税の額 金545,380円）

第9 申込資格

次のすべてに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第15号）第157条の4の規定に該当しないこと。
- 2 地方税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 3 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、本県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 9 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。

第10 説明会・質問

- 1 説明会
説明会は開催しない。
- 2 質問の受付
次のとおり、企画提案を求める内容等に関して質問を受け付ける。
 - (1) 受付期間 募集開始から令和5年7月5日（水）正午まで（必着）
 - (2) 提出方法 別記様式第1号により、第15の問い合わせ先へ電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以降の質問は一切受け付けない。
 - (3) 回答方法 質問への回答は、宮城米マーケティング推進機構ホームページの本件お知らせ欄に追記する形で掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質

問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは質問者に対してのみ電子メールにて回答する。

第 11 企画提案への参加申込

- 1 提出書類
 - (1) 企画提案参加申込書（別記様式第 2 号） 1 部
 - (2) 宣誓書（別記様式第 3 号） 1 部
 - (3) 会社概要（既存資料で可） 1 部
- 2 提出期限 令和 5 年 7 月 1 2 日（水）正午まで（必着）
- 3 提出方法 持参又は郵送等で第 15 の問い合わせ先へ提出すること。

第 12 企画提案書の提出方法

- 1 提出書類
企画提案書：8 部
※A 4 片面、ページ番号付き、左上綴じ、20 ページ以内（表紙を除く）とし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。
- 2 企画提案書に記載する事項
 - (1) 企画提案を行う業務名と提案事業者名（表紙に記載）
 - (2) キャンペーンについて
 - イ キャンペーン内容の提案（本業務の目的を踏まえ、具体的な内容を記載のこと）
 - ロ 提供店への告知及び参加意向確認方法の提案
 - ハ 誘客のための広報宣伝方法及び各種ツールの提案
 - ニ 事務局等キャンペーンの運営に関する提案
 - ホ その他、本業務委託内で実現可能な独自提案（提案する場合）
 - (3) その他
 - イ 提供店制度新規加入促進に係る候補店舗の選定方法と見込み増加店舗数
 - ロ 業務の実施体制及び作業スケジュールに関する提案
 - ハ 業務にかかる事業経費見積
※実施する業務の項目ごとに、規格、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
 - ニ 官民を問わず本業務と類似した業務の受託実績
- 3 提出期限 令和 5 年 7 月 1 9 日（水）午後 5 時
- 4 提出方法 持参又は郵送で第 15 の問い合わせ先へ提出すること。
- 5 留意事項
 - (1) 提出後の書類の差し替えは認めない（発注者が補正等を求める場合を除く）。万が一修正がある場合は、選定委員会開始までに書面で修正内容を示すこと。口頭や選定委員会後の修正は認めない。また、提出された書類は返却しない。
 - (2) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
 - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明なため、企画提案書として不適切と認められる場合。
 - ロ 本要領等の規定に従っていない場合。
 - ハ 同一の事業者が 2 つ以上の企画提案書等を提出した場合。ただし、企画ごとに代案等を提案してもかまわない。
 - ニ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - ホ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 0 条（公序良俗）、第 9 3 条（心裡留保）、第 9 4 条（虚偽表示）又は第 9 5 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (3) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
 - (4) 受注者は、本事業（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）を遵守しなければならない。

第 13 審査方法

- 1 選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、提案者が6者以上の場合は、予め企画提案書による予備審査（書類審査）を行った上で、上位5者程度で企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

- 2 選定委員会は次のとおり開催する。

(1) 開催日 令和5年7月26日（水）予定

(2) 開催場所 宮城県庁10階農政部会議室 予定

(3) 審査方法

企画提案書等の内容について書類の総合評価により審査し、最も優れていると判断される企画提案者を業務委託候補者として選定する。

(4) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(5) 審査内容

審査項目及び配点（満点：50点）は以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点	配点	
事業内容	・業務の目的や内容を十分に理解した提案となっているか。	10	40
	・PR効果の高い手法・内容になっているか。	10	
	・宮城米のPRに積極的な店舗がより高い効果及びメリットを得られるような仕組みとなっているか。	5	
	・提供店や消費者への情報発信方法は、適切で効果的か。	5	
	・提供店新規加入促進に向けた創意工夫がされているか。	5	
	・実施可能なスケジュール及び見積となっているか。	5	
実施体制	・確実に委託業務を遂行できる実施体制・能力を有しているか。	5	10
	・提供店や消費者からの問い合わせ等に問題なく対応できるか。	5	
		50	

(6) 選定結果の発表

選定結果については、後日、参加した全ての企画提案者に文書で通知する。

なお、審査及び選定結果に関する質問には応じないものとする。

第 14 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和5年6月21日（水）
質問受付締切	令和5年7月5日（水）正午
質問回答	令和5年7月10日（月）
参加申込締切	令和5年7月12日（水）正午
企画提案書提出期限	令和5年7月19日（水）午後5時
選定委員会	令和5年7月26日（水）予定
選定結果通知	令和5年7月下旬予定
契約締結	令和5年8月上旬予定

第 15 問合せ先

宮城米マーケティング推進機構事務局（宮城県農政部みやぎ米推進課） 担当：平山
 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎10階
 TEL 022（211）2841 FAX 022（211）2849
 e-mail miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp